

○福岡市マンション建替型総合設計制度取扱要領 新旧比較表

福岡市マンション建替型総合設計制度取扱要領【令和7年4月時点】		福岡市マンション建替型総合設計制度取扱要領【令和4年3月】	備 考
第1 用語の定義		第1 用語の定義	
この要領で用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。		この要領で用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。	
(1)法	建築基準法（昭和25年法律第201号）	(1)法	建築基準法（昭和25年法律第201号）
(2)令	建築基準法施行令（昭和25年政令338号）	(2)令	建築基準法施行令（昭和25年政令338号）
(3)基準建蔽率	法第53条に規定する建蔽率	(3)基準建蔽率	法第53条に規定する建蔽率
(4)基準容積率	法第52条第1項から第9項に規定する容積率	(4)基準容積率	法第52条第1項から第9項に規定する容積率
(5)都市計画容積率	都市計画により定められた容積率	(5)都市計画容積率	都市計画により定められた容積率
(6)割増容積率	割増係数（有効公開空地面積率及び敷地面積規模）により割増される容積率	(6)割増容積率	割増係数（有効公開空地面積率及び敷地面積規模）により割増される容積率
(7)加算容積率	特定施設の整備により加算される容積率	(7)加算容積率	特定施設の整備により加算される容積率
(8)緩和容積率	基準容積率、割増容積率及び加算容積率の合計の容積率	(8)緩和容積率	基準容積率、割増容積率及び加算容積率の合計の容積率
(9)空地	建築物またはこれに準ずる工作物によって覆われていない敷地部分	(9)空地	建築物またはこれに準ずる工作物によって覆われていない敷地部分
(10)空地率	空地面積の敷地面積に対する割合	(10)空地率	空地面積の敷地面積に対する割合
(11)公開空地	本要領に定める敷地内に確保する公開性の高い空地またはその部分	(11)公開空地	本要領に定める敷地内に確保する公開性の高い空地またはその部分
(12)有効係数	公開空地の位置、形状及び地盤面からの高低差等によって、その有効性の評価を加減する係数	(12)有効係数	公開空地の位置、形状及び地盤面からの高低差等によって、その有効性の評価を加減する係数
(13)有効公開空地面積	公開空地等面積に有効係数を乗じたものの合計面積	(13)有効公開空地面積	公開空地等面積に有効係数を乗じたものの合計面積
(14)有効公開空地面積率	有効公開空地面積の敷地面積に対する割合	(14)有効公開空地面積率	有効公開空地面積の敷地面積に対する割合
(15)必要有効公開空地面積率	制限の緩和に必要な有効公開空地面積率	(15)必要有効公開空地面積率	制限の緩和に必要な有効公開空地面積率

(16) 地域貢献施設 地域の状況に応じて、地域の防災、居住環境等へ貢献する施設 (17) マンション建替法 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号） (18) 要除却認定マンション マンション建替法第 102 条の規定により、除却の必要性に係る認定を受けたマンション ※マンションとは、2 以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する占有部分のあるものをいう。 第 2 総合設計の種類と運用方針 1 総合設計の種類 総合設計制度は、一定の要件を満たす敷地内の建築計画において、公開される空地の整備等を評価し、容積制限及び高さ制限の緩和を行うことにより、設計の自由度を向上させ、良好な市街地環境の形成に積極的に寄与する建築物の誘導を図ろうとするものである。 総合設計制度としては、一般的な「総合設計」の他に、良質な市街地住宅の供給の促進を図る「市街地住宅総合設計」及び再開発の方針等に沿った適切な高度利用の促進を図る「再開発方針等適合型総合設計」さらに、本市においては、既成市街地の適切な高度利用を図りながら良質な市街地住宅の供給の促進を図るものについて、特段の容積割増を認める「都心居住型総合設計」の 4 つの型がある。 本要領によるマンション建替型総合設計は、上記 4 つの型をタイプとし、その空地要件等を緩和するもので、容積率の緩和の上限は各型による。なお、高さ制限の緩和は行わない。 （図略） 2 運用方針 総合設計制度の運用は、福岡市におけるすべての総合設計計画において配慮すべき一般方針及び各制度毎に附加的に適用される個別方針を定め、これにより実施する。 ※一般方針は総合設計の基本理念事項であるから、個別方針に先立ち、十分検討すること。 （1）一般方針 ① 総合設計制度は、容積制限及び高さ制限を緩和するものであり、本要領の許可基準に従い、建築計画の内容、敷地の位置、敷地周囲の土地の利用状況、都市施設の整備の状況等	(16) 地域貢献施設 地域の状況に応じて、地域の防災、居住環境等へ貢献する施設 (17) マンション建替法 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号） (18) 要除却認定マンション マンション建替法第 102 条の規定により、除却の必要性に係る認定を受けたマンション ※マンションとは、2 以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する占有部分のあるものをいう。 第 2 総合設計の種類と運用方針 1 総合設計の種類 総合設計制度は、一定の要件を満たす敷地内の建築計画において、公開される空地の整備等を評価し、容積制限及び高さ制限の緩和を行うことにより、設計の自由度を向上させ、良好な市街地環境の形成に積極的に寄与する建築物の誘導を図ろうとするものである。 総合設計制度としては、一般的な「総合設計」の他に、良質な市街地住宅の供給の促進を図る「市街地住宅総合設計」及び再開発の方針等に沿った適切な高度利用の促進を図る「再開発方針等適合型総合設計」さらに、本市においては、既成市街地の適切な高度利用を図りながら良質な市街地住宅の供給の促進を図るものについて、特段の容積割増を認める「都心居住型総合設計」の 4 つの型がある。 本要領によるマンション建替型総合設計は、上記 4 つの型をタイプとし、その空地要件等を緩和するもので、容積率の緩和の上限は各型による。なお、高さ制限の緩和は行わない。 （図略） 2 運用方針 総合設計制度の運用は、福岡市におけるすべての総合設計計画において配慮すべき一般方針及び各制度毎に附加的に適用される個別方針を定め、これにより実施する。 ※一般方針は総合設計の基本理念事項であるから、個別方針に先立ち、十分検討すること。 （1）一般方針 ① 総合設計制度は、容積制限及び高さ制限を緩和するものであり、本要領の許可基準に従い、建築計画の内容、敷地の位置、敷地周囲の土地の利用状況、都市施設の整備の状況等	
--	--	--

を勘案し、総合的に計画すること。なお、本要領で定めるマンション建替型総合設計には、高さ制限の緩和は適用しない。 ② 市街地の再開発または計画的な住環境整備事業その他特に市街地環境の整備改善に貢献すると認められる事業の建築計画については、<u>当該事業及び総合設計制度の趣旨に沿って計画すること。</u> <u>(削除)</u> ③ 工業系の地域内にある建築計画については、敷地周囲の土地利用状況を考慮しながら地域特性等に応じた土地利用の純化を図る中で、自然環境との調和等に努めること。 ④ 住居系の地域内にある建築計画については、都市構造、地域特性に応じた適切な空間利用を図りながら、周辺の居住環境を害する恐れのないように留意し、地域の居住環境の向上に努めること。 ⑤ 公開空地については、周辺地域からの利用等の明確な整備計画を提案すること。 ⑥ 住戸については、良好な住宅ストックの形成を図るため、できるだけ都市居住型誘導居住面積水準を確保しつつ、高齢者に配慮した仕様とする。また、多世代の居住に適した住宅の供給に留意すること。 ⑦ その他、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」という。）及び「福岡市福祉のまちづくり条例」並びに「福岡市都市景観条例」に適合するよう配慮すること。 (2) 個別方針 「市街地住宅タイプ」 市街地に優良な住宅ストックを誘導することをねらいとするもので、将来を見込んだ良質な共同住宅の整備計画を附属施設も含めて提案すること。 「都心居住タイプ」 既成市街地のうち特に定めた地域を対象に優良な住宅ストックを誘導することをねらいとするもので、将来を見込んだ良質な共同住宅の整備計画を附属施設も含めて提案すること。 「再開発方針等適合タイプ」 高度利用型の地区計画等が定められた区域内で再開発の方針などに適合し、市街地環境	を勘案し、総合的に計画すること。なお、本要領で定めるマンション建替型総合設計には、高さ制限の緩和は適用しない。 ② 市街地の再開発または計画的な住環境整備事業その他特に市街地環境の整備改善に貢献すると認められる事業の建築計画については、総合設計制度の趣旨に沿って計画すること。 <u>※公的事業の建築計画についてはその基本方針に適合しているか、方針の決定を行った部局（例：都市計画課・住宅計画課・地域計画課・都心創生課）と協議すること。</u> ③ 工業系の地域内にある建築計画については、敷地周囲の土地利用状況を考慮しながら地域特性等に応じた土地利用の純化を図る中で、自然環境との調和等に努めること。 ④ 住居系の地域内にある建築計画については、都市構造、地域特性に応じた適切な空間利用を図りながら、周辺の居住環境を害する恐れのないように留意し、地域の居住環境の向上に努めること。 ⑤ 公開空地については、周辺地域からの利用等の明確な整備計画を提案すること。 ⑥ 住戸については、良好な住宅ストックの形成を図るため、できるだけ都市居住型誘導居住面積水準を確保しつつ、高齢者に配慮した仕様とする。また、多世代の居住に適した住宅の供給に留意すること。 ⑦ その他、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」という。）及び「福岡市福祉のまちづくり条例」並びに「福岡市都市景観条例」に適合するよう配慮すること。 (2) 個別方針 「市街地住宅タイプ」 市街地に優良な住宅ストックを誘導することをねらいとするもので、将来を見込んだ良質な共同住宅の整備計画を附属施設も含めて提案すること。 「都心居住タイプ」 既成市街地のうち特に定めた地域を対象に優良な住宅ストックを誘導することをねらいとするもので、将来を見込んだ良質な共同住宅の整備計画を附属施設も含めて提案すること。 「再開発方針等適合タイプ」 高度利用型の地区計画等が定められた区域内で再開発の方針などに適合し、市街地環境	総合設計の手続きにおける関係部署協議の必要性を整理（関係課（住宅計画課、都市計画課等）協議による）
---	--	--

の整備改善に貢献する度合いが特に高いと認められる建築物を誘導・支援する事をねらいとするもので、その整備方針については、関係部局及び特定行政庁と事前協議を十分に行うこと。 ※地区計画区域や高度利用地区においては、その制限内容と整合がとれるよう注意すること。特に、他の容積緩和手法による空地等の評価には注意すること。 「地域貢献施設に係る特例」 新たに建築されるマンションによる市街地環境の整備改善に資する以下の①から⑤までに掲げる取り組み（ただし、公開空地等に該当するものを除く。）を計画する場合で、容積の緩和適用を受ける場合は、これらの施設等が不足している又は不足するおそれがあることについて関係部局及び特定行政庁と十分に協議を行うこと。 ① <u>地域の防災備蓄倉庫等の整備（削除）</u> 地域で活用できる防災備蓄倉庫の設置、地域のための防災広場などで活用できるスペース等の整備 ② <u>地域コミュニティ施設等の整備（削除）</u> 地域に開放されたコミュニティ形成のための集会所、スペース等の整備 ③ <u>地域の子育て支援施設等の整備（削除）</u> 保育所等の地域の子育て支援施設の整備 ④ <u>地域の高齢者向け福祉施設等の整備（削除）</u> 地域包括ケアに資する高齢者向け福祉施設、診療所等の医療施設の整備 ⑤ その他地域の状況に応じて特定行政庁が定める取組み	の整備改善に貢献する度合いが特に高いと認められる建築物を誘導・支援する事をねらいとするもので、その整備方針については、関係部局及び特定行政庁と事前協議を十分に行うこと。 ※地区計画区域や高度利用地区においては、その制限内容と整合がとれるよう注意すること。特に、他の容積緩和手法による空地等の評価には注意すること。 「地域貢献施設に係る特例」 新たに建築されるマンションによる市街地環境の整備改善に資する以下の①から⑤までに掲げる取り組み（ただし、公開空地等に該当するものを除く。）を計画する場合で、容積の緩和適用を受ける場合は、これらの施設等が不足している又は不足するおそれがあることについて関係部局及び特定行政庁と十分に協議を行うこと。 ① <u>地域の防災備蓄倉庫等の整備（市民局地域防災課等）</u> 地域で活用できる防災備蓄倉庫の設置、地域のための防災広場などで活用できるスペース等の整備 ② <u>地域コミュニティ施設等の整備（市民局コミュニティ推進課等）</u> 地域に開放されたコミュニティ形成のための集会所、スペース等の整備 ③ <u>地域の子育て支援施設等の整備（こども未来局事業企画課等）</u> 保育所等の地域の子育て支援施設の整備 ④ <u>地域の高齢者向け福祉施設等の整備（保健福祉局地域包括ケア推進課、事業者指導課、地域医療課等）</u> 地域包括ケアに資する高齢者向け福祉施設、診療所等の医療施設の整備 ⑤ その他地域の状況に応じて特定行政庁が定める取組み	
第3 許可基準 1 基本要件――一般タイプに係る要件 1) 対象建築物 要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、以下に適合するものであること。 ① 住宅（住宅とみなす日常生活を支える施設（※1）の部分を含む。以下、「住宅等」という。）以外の用に供する部分（以下、「非住宅部分」という。）の床面積の合計が、要除却認定マンションの非住宅部分の床面積の合計より増加しないこと。ただし、住宅等の用に供する部分の床面積の合計が増加する場合は、この限りではない。 ※1 ディサービスセンター、保育所等の福祉施設及び近隣住民の日常生活のために必要な店舗、飲食店等について、特定行政庁が地域の状況に応じて「住宅とみなす	第3 許可基準 1 基本要件――一般タイプに係る要件 （1）対象建築物 要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、以下に適合するものであること。 ① 住宅（住宅とみなす日常生活を支える施設（※1）の部分を含む。以下、「住宅等」という。）以外の用に供する部分（以下、「非住宅部分」という。）の床面積の合計が、要除却認定マンションの非住宅部分の床面積の合計より増加しないこと。ただし、住宅等の用に供する部分の床面積の合計が増加する場合は、この限りではない。 ※1 ディサービスセンター、保育所等の福祉施設及び近隣住民の日常生活のために必要な店舗、飲食店等について、特定行政庁が地域の状況に応じて「住宅とみなす	組織編制に伴う修正 組織編制に伴う修正 組織編制に伴う修正 組織編制に伴う修正

日常生活を支える施設」として認めるもの。 ② 非住宅部分の床面積の合計が、基準容積率の算定の基礎となる延べ面積を超えないこと。 ただし、特定行政庁が、要除却マンションの除却・建替えのために必要と認める場合、地域の特性によりやむを得ないと認める場合等にあつては、この限りでない。 また、要除却認定マンションの敷地に比べて著しく大きい隣地を取り込んだ建替え、要除却認定マンションの敷地を細分化した建替え、マンションに該当しない建築物をマンションに変更した上で行う建替え等に係る許可については、特定行政庁が要除却認定マンションの除却・建替えのために必要と認める範囲で行う。 なお、要除却認定マンションの除却・建替えを促進する観点から許可を行うため、原則として、要除却認定マンションが現存する時点で許可の事前協議がなされているものであること。（マンション除却後の許可では建替え促進の効果が不明確、従前マンションの非住宅面積の把握が困難 等） （２）対象地域 市街化区域内の地域 （３）敷地条件 ① 敷地の規模 計画建築物の敷地面積の最低限度は、次の表の各欄に掲げる用途地域の区分に応じて、同表の当該各欄に掲げる数値以上とすること。<u>なお、敷地が異なる用途地域の内外にわたる場合は、敷地の過半が属する用途地域の数値を適用する。</u> <table><tr><th>地 域 ま た は 区 域</th><th>敷地面積の規模（単位 m²）</th></tr><tr><td>第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、 、田園住居地域又は用途地域の指定のない地域</td><td>１０００</td></tr><tr><td>第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、 第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、 準工業地域、工業地域又は工業専用地域</td><td>５００</td></tr><tr><td>近隣商業地域又は商業地域</td><td>３００</td></tr></table> （マンション建替法施行令第 27 条） ② 前面道路 計画建築物の敷地が、原則として幅員 6 m 以上（商業地域、近隣商業地域、工業地域または工業専用地域においては 8 m 以上）の道路（当該前面道路は、その幅員以上の幅員を有する他の道路に有効に接続していること）に接道して	地 域 ま た は 区 域	敷地面積の規模（単位 m ² ）	第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、 、田園住居地域又は用途地域の指定のない地域	１０００	第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、 第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、 準工業地域、工業地域又は工業専用地域	５００	近隣商業地域又は商業地域	３００	日常生活を支える施設」として認めるもの。 ② 非住宅部分の床面積の合計が、基準容積率の算定の基礎となる延べ面積を超えないこと。 ただし、特定行政庁が、要除却マンションの除却・建替えのために必要と認める場合、地域の特性によりやむを得ないと認める場合等にあつては、この限りでない。 また、要除却認定マンションの敷地に比べて著しく大きい隣地を取り込んだ建替え、要除却認定マンションの敷地を細分化した建替え、マンションに該当しない建築物をマンションに変更した上で行う建替え等に係る許可については、特定行政庁が要除却認定マンションの除却・建替えのために必要と認める範囲で行う。 なお、要除却認定マンションの除却・建替えを促進する観点から許可を行うため、原則として、要除却認定マンションが現存する時点で許可の事前協議がなされているものであること。（マンション除却後の許可では建替え促進の効果が不明確、従前マンションの非住宅面積の把握が困難 等） （２）対象地域 市街化区域内の地域 （３）敷地条件 ① 敷地の規模 計画建築物の敷地面積の最低限度は、次の表の各欄に掲げる用途地域の区分に応じて、同表の当該各欄に掲げる数値以上とすること。<u>（追加）</u> <table><tr><th>地 域 ま た は 区 域</th><th>敷地面積の規模（単位 m²）</th></tr><tr><td>第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、 、田園住居地域又は用途地域の指定のない地域</td><td>１０００</td></tr><tr><td>第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、 第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、 準工業地域、工業地域又は工業専用地域</td><td>５００</td></tr><tr><td>近隣商業地域又は商業地域</td><td>３００</td></tr></table> （マンション建替法施行令第 27 条） ② 前面道路 計画建築物の敷地が、原則として幅員 6 m 以上（商業地域、近隣商業地域、工業地域または工業専用地域においては 8 m 以上）の道路（当該前面道路は、その幅員以上の幅員を有する他の道路に有効に接続していること）に接道して	地 域 ま た は 区 域	敷地面積の規模（単位 m ² ）	第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、 、田園住居地域又は用途地域の指定のない地域	１０００	第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、 第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、 準工業地域、工業地域又は工業専用地域	５００	近隣商業地域又は商業地域	３００	内規の明確化
地 域 ま た は 区 域	敷地面積の規模（単位 m ² ）																	
第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、 、田園住居地域又は用途地域の指定のない地域	１０００																	
第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、 第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、 準工業地域、工業地域又は工業専用地域	５００																	
近隣商業地域又は商業地域	３００																	
地 域 ま た は 区 域	敷地面積の規模（単位 m ² ）																	
第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、 、田園住居地域又は用途地域の指定のない地域	１０００																	
第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、 第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、 準工業地域、工業地域又は工業専用地域	５００																	
近隣商業地域又は商業地域	３００																	

いること。 ただし、延べ面積が 5,000 ㎡以下の建築物で、敷地周辺の道路の状況等を勘案し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合（福岡市建築基準法施行条例第 27 条遵守）は、幅員を道路及び当該道路に沿って設けられた歩道状公開空地の幅員を合わせたものとするができる。 なお、都心居住タイプにおいて、特に認められる場合（前面道路の特例による）は、この限りでない。 ③ 接道 敷地周長の 1/8 以上が連続して上記幅員の道路に接し、かつ、その接する部分に主要な出入口及び駐車場の出入口を設けること。但し、特定行政庁が敷地の形状等により、交通上、安全上支障がないと認める場合はこの限りでない。 （４）配置計画 ① 空地率 計画建築物の敷地内の空地の敷地面積に対する割合(以下「空地率」という。)は、マンション建替型総合設計においては定めない。 ② 公開空地等 公開空地等を設置する場合は、第 4 公開空地等をもとに設けること。 ③ 壁面の位置 道路境界線側 建築物の各部分から道路境界線までの水平距離は、次の表の数値以上とすること。ただし、落下物に対する危険防止上有効な措置を講じた部分についてはこの限りでない。<u>なお、落下防止措置は以下に掲げるもの又は同等の性能を有すると認められる設えをいう。</u> <u>・ F I X 窓</u> <u>・ バルコニー、ベランダ等にあつては、床面から高さ 1.5mの手摺（無孔）で下</u> <u>棧下部から物が落下する恐れがないもの</u> 隣地境界線側 周辺の住環境保持のため、高さ 12mを超える部分の壁面の位置は、隣地境界線から次の表の数値以上とすること。ただし、従前のマンションの壁面の位置を超えない範囲、又は、特定行政庁が周囲の土地利用の状況等から通風採光等の衛生面及び隣接敷地の環境を害するおそれがないと認めた場合はこの限りでない。 <table><tr><td>当該部分の高さ</td><td>壁面までの水平距離</td></tr><tr><td>1 0 0 m未満</td><td>当該部分の高さの 20 分の 1 以上かつ 2 m</td></tr></table>	当該部分の高さ	壁面までの水平距離	1 0 0 m未満	当該部分の高さの 20 分の 1 以上かつ 2 m	いること。 ただし、延べ面積が 5,000 ㎡以下の建築物で、敷地周辺の道路の状況等を勘案し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合（福岡市建築基準法施行条例第 27 条遵守）は、幅員を道路及び当該道路に沿って設けられた歩道状公開空地の幅員を合わせたものとするができる。 なお、都心居住タイプにおいて、特に認められる場合（前面道路の特例による）は、この限りでない。 ③ 接道 敷地周長の 1/8 以上が上記幅員の道路に接し、かつ、その接する部分に主要な出入口及び駐車場の出入口を設けること。但し、特定行政庁が敷地の形状等により、交通上、安全上支障がないと認める場合はこの限りでない。 （４）配置計画 ① 空地率 計画建築物の敷地内の空地の敷地面積に対する割合(以下「空地率」という。)は、マンション建替型総合設計においては定めない。 ② 公開空地等 公開空地等を設置する場合は、第 4 公開空地等をもとに設けること。 ③ 壁面の位置 道路境界線側 建築物の各部分から道路境界線までの水平距離は、次の表の数値以上とすること。ただし、落下物に対する危険防止上有効な措置を講じた部分についてはこの限りでない。<u>（追加）</u> 隣地境界線側 周辺の住環境保持のため、高さ 12mを超える部分の壁面の位置は、隣地境界線から次の表の数値以上とすること。ただし、従前のマンションの壁面の位置を超えない範囲、又は、特定行政庁が周囲の土地利用の状況等から通風採光等の衛生面及び隣接敷地の環境を害するおそれがないと認めた場合はこの限りでない。 <table><tr><td>当該部分の高さ</td><td>壁面までの水平距離</td></tr><tr><td>1 0 0 m未満</td><td>当該部分の高さの 20 分の 1 以上かつ 2 m</td></tr></table>	当該部分の高さ	壁面までの水平距離	1 0 0 m未満	当該部分の高さの 20 分の 1 以上かつ 2 m	内規の明確化 内規の明確化
当該部分の高さ	壁面までの水平距離									
1 0 0 m未満	当該部分の高さの 20 分の 1 以上かつ 2 m									
当該部分の高さ	壁面までの水平距離									
1 0 0 m未満	当該部分の高さの 20 分の 1 以上かつ 2 m									

1 0 0 m以上		当該部分の高さの平方根の 2 分の 1 以上	
④ 敷地内の通路 原則として道又は公園、広場その他の空地からマンションの出入口までの経路のうち一以上を構成する敷地内の通路（以下、屋外対象通路）が、バリアフリー新法施行令第 16 条各号及び第 18 条第 2 項第 7 号イからニまでの基準（以下、バリアフリー基準）に適合していること。 ただし、屋外対象通路が地形の特殊性によりバリアフリー基準に適合することが困難であり、マンションの車寄せから出入口までの経路のうち一以上の敷地内の通路をバリアフリー基準に適合したものとする場合を除く。 なお、「耐震性不足」「火災安全性」「外壁剥落」「配管設備腐食」（法第 102 条第 2 項第一号から第四号）により要除却認定を受けたマンションの建替えによるマンションで、屋外対象通路が地形の特殊性からやむを得ずバリアフリー基準に適合することができない場合は、この限りでない。			
（5）緑化 良好な市街地環境の形成とヒートアイランド現象の改善を図るため、敷地内空地、壁面、屋上において、原則として、敷地内空地面積の 30%以上の面積を緑化施工することとし、その他良好な環境、景観の形成のための配慮をすること。但し、芝生<u>等地被</u>のみによる緑化だけでなく、高木等による植栽に努めること。 なお、歩道状公開空地については歩行者動線を優先とする。			
（6）日影 日影については近隣の状況により配慮し、<u>法第 56 条の 2 並びに福岡市建築基準法施行条例第 35 条の規定による日影時間を適用すること。また、日影時間の制限が無い区域においては、隣接敷地との高低差がある等周辺の環境を害する恐れがある場合を除き、測定面を計画地の平均地盤面とし、終日日影が敷地及び道路以外の土地に生じさせないよう努めるものとする。</u>			
（7）住戸等 ① 住戸の床面積・戸数 原則として1戸あたりの住戸専用床面積は、5 0 m²（単身者は2 5 m²）以上とし、従前からの居住者が住みなれた地域で安心して健やかに暮らしていける住戸を確保する。また、新たな居住者については、若年世帯や子育て世帯なども含めた多世代の居住に適した住戸の供給についても考慮する。なお、やむを得ないと認められる住戸については、5 0 m²以上を3 0 m²以上とすることができる。 建替えマンションの住戸数は、5 戸以上とする。 <u>また、過大規模校区内で共同住宅を計画する場合は、総合設計制度による割増容積率に相当する面積の部分</u>を、<u>単身者向け住戸、店舗等の教育環境に影響しない用途</u>とすること。			

1 0 0 m以上		当該部分の高さの平方根の 2 分の 1 以上	
④ 敷地内の通路 原則として道又は公園、広場その他の空地からマンションの出入口までの経路のうち一以上を構成する敷地内の通路（以下、屋外対象通路）が、バリアフリー新法施行令第 16 条各号及び第 18 条第 2 項第 7 号イからニまでの基準（以下、バリアフリー基準）に適合していること。 ただし、屋外対象通路が地形の特殊性によりバリアフリー基準に適合することが困難であり、マンションの車寄せから出入口までの経路のうち一以上の敷地内の通路をバリアフリー基準に適合したものとする場合を除く。 なお、「耐震性不足」「火災安全性」「外壁剥落」「配管設備腐食」（法第 102 条第 2 項第一号から第四号）により要除却認定を受けたマンションの建替えによるマンションで、屋外対象通路が地形の特殊性からやむを得ずバリアフリー基準に適合することができない場合は、この限りでない。			
（5）緑化 良好な市街地環境の形成とヒートアイランド現象の改善を図るため、敷地内空地、壁面、屋上において、原則として、敷地内空地面積の 30%以上の面積を緑化施工することとし、その他良好な環境、景観の形成のための配慮をすること。但し、芝生、<u>プランター</u>のみによる緑化だけでなく、高木等による植栽に努めること。 なお、歩道状公開空地については歩行者動線を優先とする。			
（6）日影 日影については近隣の状況により配慮し、法 56 条の 2 並びに福岡市建築基準法施行条例第 35 条の規定による日影時間を適用すること。また、日影時間の制限が無い区域においては、終日日影が敷地及び道路以外の土地に生じさせないよう努めるものとする。			
（7）住戸等 ① 住戸の床面積・戸数 原則として1戸あたりの住戸専用床面積は、5 0 m²（単身者は2 5 m²）以上とし、従前からの居住者が住みなれた地域で安心して健やかに暮らしていける住戸を確保する。また、新たな居住者については、若年世帯や子育て世帯なども含めた多世代の居住に適した住戸の供給についても考慮する。なお、やむを得ないと認められる住戸については、5 0 m²以上を3 0 m²以上とすることができる。 建替えマンションの住戸数は、5 戸以上とする。 <u>（追加）</u>			

運用の見直し （今般の運用に基づく）
表記の修正
内規の明確化
内規の明確化

(参考)：都市居住型誘導居住面積水準 ア 単身者 40㎡ イ 2人以上の世帯 20㎡×世帯人数+15㎡ ② 自動車保管場所（駐車場） 駐車場から敷地への出入口については、歩行者等の安全確保を行うこと。また、路上駐車防止を図るため、引っ越し、宅配等一時駐車用のスペースを設けること。 (表削除) ③ 駐輪場 自転車とバイクを併せて住戸数以上の台数確保すること。 また、駐輪場の出入口部分は、歩行者等との交錯が生じないように措置を講じること。 ④ 集会所等 戸数に応じた規模の集会用施設、共用郵便受け並びに共同住宅の位置、規模及び形状等に応じた管理事務所等を設けること。 集会用施設は、マンション建替えにあたり、マンション内のコミュニティ活動をより促進するため、その規模、使い方などを十分考慮した施設とすること。なお、地域の状況によって、地域に開放された集会用施設とした場合は、地域で不足している又は不足するおそれがあると認められる施設の場合、第6 地域貢献施設による容積の別途加算がある。 (参考) 福岡市における一般公営住宅集会所基準 <table><tr><td>公営住宅の戸数</td><td>集会所の床面積</td></tr><tr><td>30～50戸程度</td><td>40㎡</td></tr><tr><td>50～80戸程度</td><td>50㎡</td></tr><tr><td>80～150戸程度</td><td>70㎡</td></tr></table>	公営住宅の戸数	集会所の床面積	30～50戸程度	40㎡	50～80戸程度	50㎡	80～150戸程度	70㎡	(参考)：都市居住型誘導居住面積水準 ア 単身者 40㎡ イ 2人以上の世帯 20㎡×世帯人数+15㎡ ② 自動車保管場所（駐車場） 駐車場は、「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」に規定する最低設置率を遵守すること。また、路上駐車防止を図るため、引っ越し、宅配等一時駐車用のスペースを設けること。 <table><tr><td>用 途 地 域</td><td>都市計画容 積 率</td><td>紛争予防条例最低設置率</td></tr><tr><td>第1種低層住居専用地域</td><td>5/10・6/10</td><td>70%</td></tr><tr><td>第2種低層住居専用地域</td><td>8/10以上</td><td>60%</td></tr><tr><td>第1種中高層住居専用地域</td><td>10/10</td><td>60%</td></tr><tr><td>第1種中高層住居専用地域</td><td>15/10以上</td><td>50%</td></tr><tr><td>第1種住居地域、 第2種住居地域、準住居地域</td><td>20/10 30/10以上</td><td>50% 40%</td></tr><tr><td>商業地域・近隣商業地域</td><td>—</td><td>30%</td></tr><tr><td>準工業地域及びその他の用途地域</td><td>—</td><td>50%</td></tr></table> ③ 駐輪場 自転車、バイク等の置場は住戸数以上確保すること。 ④ 集会所等 戸数に応じた規模の集会用施設、共用郵便受け並びに共同住宅の位置、規模及び形状等に応じた管理事務所等を設けること。 集会用施設は、マンション建替えにあたり、マンション内のコミュニティ活動をより促進するため、その規模、使い方などを十分考慮した施設とすること。なお、地域の状況によって、地域に開放された集会用施設とした場合は、地域で不足している又は不足するおそれがあると認められる施設の場合、第6 地域貢献施設による容積の別途加算がある。 (参考) 福岡市における一般公営住宅集会所基準 <table><tr><td>公営住宅の戸数</td><td>集会所の床面積</td></tr><tr><td>30～50戸程度</td><td>40㎡</td></tr><tr><td>50～80戸程度</td><td>50㎡</td></tr><tr><td>80～150戸程度</td><td>70㎡</td></tr></table>	用 途 地 域	都市計画容 積 率	紛争予防条例最低設置率	第1種低層住居専用地域	5/10・6/10	70%	第2種低層住居専用地域	8/10以上	60%	第1種中高層住居専用地域	10/10	60%	第1種中高層住居専用地域	15/10以上	50%	第1種住居地域、 第2種住居地域、準住居地域	20/10 30/10以上	50% 40%	商業地域・近隣商業地域	—	30%	準工業地域及びその他の用途地域	—	50%	公営住宅の戸数	集会所の床面積	30～50戸程度	40㎡	50～80戸程度	50㎡	80～150戸程度	70㎡	建築審査会の意見反映 駐車場整備義務の緩和 駐輪場の整備規定の明確化 建築審査会の意見反映
公営住宅の戸数	集会所の床面積																																									
30～50戸程度	40㎡																																									
50～80戸程度	50㎡																																									
80～150戸程度	70㎡																																									
用 途 地 域	都市計画容 積 率	紛争予防条例最低設置率																																								
第1種低層住居専用地域	5/10・6/10	70%																																								
第2種低層住居専用地域	8/10以上	60%																																								
第1種中高層住居専用地域	10/10	60%																																								
第1種中高層住居専用地域	15/10以上	50%																																								
第1種住居地域、 第2種住居地域、準住居地域	20/10 30/10以上	50% 40%																																								
商業地域・近隣商業地域	—	30%																																								
準工業地域及びその他の用途地域	—	50%																																								
公営住宅の戸数	集会所の床面積																																									
30～50戸程度	40㎡																																									
50～80戸程度	50㎡																																									
80～150戸程度	70㎡																																									

	1 5 0 ～ 3 0 0 戸程度	1 0 0 m ²		1 5 0 ～ 3 0 0 戸程度	1 0 0 m ²		
	3 0 0 戸程度以上	1 5 0 m ²		3 0 0 戸程度以上	1 5 0 m ²		
（８） 環境配慮 建築物の建築に関わる環境への負荷の低減を図るため、福岡市建築物配慮指針（平成２４年１０月１日制定）の規定による「CASBEE 福岡」での評価結果がB⁺ 以上となること。				（８） 環境配慮 建築物の建築に関わる環境への負荷の低減を図るため、福岡市建築物配慮指針（平成２４年１０月１日制定）の規定による「CASBEE 福岡」での評価結果がB⁺ 以上となること。			
（９） その他の総合的な配慮 <u>総合設計制度による建築物の計画にあたっては、交通・安全・防火・衛生その他の観点から総合的な配慮を行うとともに、福祉等の観点からも市街地環境の整備改善に積極的に取り組むよう努めること。</u> <u>交通面・・・適切な駐車・駐輪台数・貨物荷捌場の確保、車両出入口誘導装置の設置</u> <u>安全面・・・車両出入口安全対策（ミラー設置等）、避難計画、落下物対策</u> <u>防火面・・・建築物不燃化・延焼防止対策、防災（避難）計画の明確化</u> <u>衛生面・・・ゴミ置き場の確保、側溝の敷地境界沿い設置</u> <u>防犯面・・・共同住宅の防犯対策、駐車場の防犯対策</u> <u>福祉面・・・ユニバーサルデザインや「認知症の人にもやさしいデザイン」の採用、ベンチ（「福岡 100 ベンチプロジェクト」にて設置を促進するもの）の積極設置</u>				（９） その他の総合的な配慮 <u>その他、交通上、安全上、防火上及び衛生上その他の支障がないよう総合的な配慮を行うこと。</u> <u>交通面では、適切な駐車・駐輪台数・貨物荷捌場の確保、車両出入口誘導装置の設置。</u> <u>安全面では、車両出入口安全対策（ミラー設置等）、避難計画、落下物対策。</u> <u>防火面では、建築物不燃化・延焼防止対策、防災（避難）計画の明確化。</u> <u>衛生面では、ゴミ置き場の確保、側溝の敷地境界沿い設置。</u> <u>防犯面では、特に共同住宅の防犯対策、駐車場の防犯対策。</u>			
２ 市街地住宅タイプに係る要件 １の基本要件に加え次の要件を満たすこと。 （１） 対象建築物 ① 福岡市都心定住構想による調査対象地区内のもの（別添図参照） <u>敷地が当該地区の内外にわたる場合は、敷地の過半が当該地区に属するもの</u> ② 特に市街地環境の向上に寄与するもの （２） 延べ面積の４分の１以上を住宅の用に供し、かつ次の施設基準を満足する建築計画であること。 ① 住戸の床面積 一般タイプに同じ。（「第３－１－（７）－①」）			２ 市街地住宅タイプに係る要件 １の基本要件に加え次の要件を満たすこと。 （１） 対象建築物 ① 福岡市都心定住構想による調査対象地区内のもの（別添図参照） ② 特に市街地環境の向上に寄与するもの （２） 延べ面積の４分の１以上を住宅の用に供し、かつ次の施設基準を満足する建築計画であること。 ① 住戸の床面積 一般タイプに同じ。（「第３－１－（７）－①」）			内規の明確化	

② 自動車保管場所（駐車場） 一般タイプに同じ。（「第3－1－（7）－②」） ③ 駐輪場 一般タイプに同じ。（「第3－1－（7）－③」） ④ 集会所等 一般タイプに同じ。（「第3－1－（7）－④」） 3 都心居住タイプに係る要件 1 の基本要件に加え次の要件を満たすこと。 （1） 対象建築物 既成市街地のうちより良質な共同住宅の供給を図るために定めた区域内のもの（福岡市都心定住構想による定住施策展開地区－別添図参照） <u>敷地が当該区域の内外にわたる場合は、敷地の過半が当該区域に属するもの</u> （2） 前面道路の特例 建築物の敷地が、幅員 15m以上の道路に接続する幅員 6 m以上の前面道路に面しており、敷地から当該 15m道路までの距離が 70m以内であり、かつ、当該前面道路に沿って（1 2 m－前面道路幅員）× 1／2 以上の歩道状公開空地を有するとき、幅員 8 mの前面道路に接しているものとみなす。 （3） 延べ面積の 4 分の 1 以上を住宅の用に供し、かつ次の施設基準を満足する建築計画であること。 ① 住戸の床面積 一般タイプに同じ。（「第3－1－（7）－①」） ② 自動車保管場所（駐車場） 一般タイプに同じ。（「第3－1－（7）－②」） ③ 駐輪場 一般タイプに同じ。（「第3－1－（7）－③」） ④ 集会所等	② 自動車保管場所（駐車場） 一般タイプに同じ。（「第3－1－（7）－②」） ③ 駐輪場 一般タイプに同じ。（「第3－1－（7）－③」） ④ 集会所等 一般タイプに同じ。（「第3－1－（7）－④」） 3 都心居住タイプに係る要件 1 の基本要件に加え次の要件を満たすこと。 （1） 対象建築物 既成市街地のうちより良質な共同住宅の供給を図るために定めた区域内のもの（福岡市都心定住構想による定住施策展開地区－別添図参照） （2） 前面道路の特例 建築物の敷地が、幅員 15m以上の道路に接続する幅員 6 m以上の前面道路に面しており、敷地から当該 15m道路までの距離が 70m以内であり、かつ、当該前面道路に沿って（1 2 m－前面道路幅員）× 1／2 以上の歩道状公開空地を有するとき、幅員 8 mの前面道路に接しているものとみなす。 （3） 延べ面積の 4 分の 1 以上を住宅の用に供し、かつ次の施設基準を満足する建築計画であること。 ① 住戸の床面積 一般タイプに同じ。（「第3－1－（7）－①」） ② 自動車保管場所（駐車場） 一般タイプに同じ。（「第3－1－（7）－②」） ③ 駐輪場 一般タイプに同じ。（「第3－1－（7）－③」） ④ 集会所等	内規の明確化・表記の修正
--	--	--------------

一般タイプに同じ。（「第3－1－（7）－④」）	一般タイプに同じ。（「第3－1－（7）－④」）					
4 再開発方針等適合タイプに係る要件 1の基本要件に加え次の要件を満たすこと。 （1） 都市再開発法第2条の3第1項に規定する都市再開発の方針（以下「再開発方針」という。）において定められた同項第2号に規定する地区等内で、地区計画等により高度利用を図るべきとされた区域内であること。 （2） 当該区域内における再開発方針、地区計画等に適合する建築計画であること。高度利用地区等の場合、空地等の取扱いに注意する。（2重評価等） 第4 公開空地等 1 公開空地の定義 公開空地とは、次の基準のすべてに該当する敷地内の空地または空地の部分（植え込み、芝生、池等の空地または空地の部分の環境の向上に寄与するもの及び公衆便所等の小規模な施設に係る土地を含む。）をいう。 （1） 日常一般に開放され、歩行者が自由に通行または利用できるもの（非常時以外の場合において自動車及び自動二輪車（原動機付自転車は除く。）が出入りする車路、駐車場及び店舗等の出入口に通ずる通路の部分は除く）とする。ただし、屋内に設けられるもの等で、特定行政庁が認めたものにあつては、深夜等において閉鎖することができる。植栽、ベンチ、外灯、彫刻、水飲場等を設置し、憩いとやすらぎをおぼえる空間づくりとする。原則として、公開空地以外の部分（道路側の部分は除く。）とは、植栽、舗装等で明確に区画すること。 （2） 最小幅が3m以上のものであること。ただし、次項の歩道状公開空地は除く。 （3） 歩道状公開空地 前面道路に沿って敷地全長(最小限必要な車路のみにより分断されているものは、敷地全長にわたって設けられているものとみなす。)にわたって設けられ、かつ、道路と一体的に利用可能な公開空地(以下、「歩道状公開空地」という。)を前面道路の幅員に応じて、次の表に掲げる幅員以上設けること。 <table><tr><td>車道幅員（歩車道の区別のない場合はその道路幅員）</td><td>歩道状空地の幅員と前面道路の歩道幅員を加えた幅員</td></tr></table>	車道幅員（歩車道の区別のない場合はその道路幅員）	歩道状空地の幅員と前面道路の歩道幅員を加えた幅員	4 再開発方針等適合タイプに係る要件 1の基本要件に加え次の要件を満たすこと。 （1） 都市再開発法第2条の3第1項に規定する都市再開発の方針（以下「再開発方針」という。）において定められた同項第2号に規定する地区等内で、地区計画等により高度利用を図るべきとされた区域内であること。 （2） 当該区域内における再開発方針、地区計画等に適合する建築計画であること。高度利用地区等の場合、空地等の取扱いに注意する。（2重評価等） 第4 公開空地等 1 公開空地の定義 公開空地とは、次の基準のすべてに該当する敷地内の空地または空地の部分（植え込み、芝生、池等の空地または空地の部分の環境の向上に寄与するもの及び公衆便所等の小規模な施設に係る土地を含む。）をいう。 （1） 日常一般に開放され、歩行者が自由に通行または利用できるもの（非常時以外の場合において自動車が入り出る車路、駐車場及び店舗等の出入口に通ずる通路の部分は除く）とする。ただし、屋内に設けられるもの等で、特定行政庁が認めたものにあつては、深夜等において閉鎖することができる。植栽、ベンチ、外灯、彫刻、水飲場等を設置し、憩いとやすらぎをおぼえる空間づくりとする。原則として、公開空地以外の部分（道路側の部分は除く。）とは、植栽、舗装等で明確に区画すること。 （2） 最小幅が3m以上のものであること。ただし、次項の歩道状公開空地は除く。 （3） 歩道状公開空地 前面道路に沿って敷地全長(最小限必要な車路のみにより分断されているものは、敷地全長にわたって設けられているものとみなす。)にわたって設けられ、かつ、道路と一体的に利用可能な公開空地(以下、「歩道状公開空地」という。)を前面道路の幅員に応じて、次の表に掲げる幅員以上設けること。 <table><tr><td>車道幅員（歩車道の区別のない場合はその道路幅員）</td><td>歩道状空地の幅員と前面道路の歩道幅員を加えた幅員</td></tr></table>	車道幅員（歩車道の区別のない場合はその道路幅員）	歩道状空地の幅員と前面道路の歩道幅員を加えた幅員	内規の明確化
車道幅員（歩車道の区別のない場合はその道路幅員）	歩道状空地の幅員と前面道路の歩道幅員を加えた幅員					
車道幅員（歩車道の区別のない場合はその道路幅員）	歩道状空地の幅員と前面道路の歩道幅員を加えた幅員					

<u>障がないものを除く。)</u> ① 最小幅が2 m以上の歩道状公開空地（幅が4 mを超えるものにあつては、幅が4 m以内の部分に限る。）で、その位置、意匠、形態等が良好と認められるもの 上限1.5 ② まとまった一団の公開空地の面積が500m²以上のもので、幅員6 m以上の道路に接する公開空地または公開空地の部分 (①に該当するものを除く。) 上限1.2 ③ まとまった一団の公開空地の面積が300m²以上500m²未満のもので、幅員6 m以上の道路に接する公開空地または公開空地の部分（①に該当するものを除く。) 上限1.1 ④ ①、②及び③以外の公開空地または公開空地の部分 上限1.0 ⑤ 中庭等（公開空地に準ずる有効な空地） 上限0.5 ⑥ 屋上（公開空地に準ずる有効な空地） 上限0.3 (2) 次に掲げるものの有効公開空地面積は、当該公開空地等または公開空地等の部分の面積に(1)に規定する係数を乗じて得たものに次に掲げる区分に従い、①から⑤までに掲げる係数を乗じて算定するものとする。 ① 隣地または計画建築物によって、道路からの見通しが妨げられるもの（前面道路の自動車交通量が著しく多い場合等、公開空地が道路に接しないことが当該公開空地の環境上好ましい場合で、当該公開空地の内部に動線上無理のない通り抜け歩路を設けたものを除く。) 上限0.5 ② 公開空地の地面（公開空地が建築物の屋上である場合には、その屋上面）と、当該公開空地に接している道路の路面との高低差が1.5m以上6 m以内であるもの（駅舎のコンコース前等の公共広場へ有効に接続する歩道橋、地下道等で歩行者の利便を増進するものについては、これらを道路とみなすことができる。） <table><tr><td>高 低 差</td><td>係数(上限)</td></tr><tr><td>1.5m以上3 m以内であるもの</td><td>0.6</td></tr><tr><td>3 mを超え6 m以内であるもの</td><td>0.4</td></tr></table> ③ ピロティ、アーケード、アトリウム等の建築物または建築物の部分（以下「ピロティ等」という。）によって覆われたもので次の表の各欄	高 低 差	係数(上限)	1.5m以上3 m以内であるもの	0.6	3 mを超え6 m以内であるもの	0.4	① 最小幅が2 m以上の歩道状公開空地（幅が4 mを超えるものにあつては、幅が4 m以内の部分に限る。）で、その位置、意匠、形態等が良好と認められるもの 上限1.5 ② まとまった一団の公開空地の面積が500m²以上のもので、幅員6 m以上の道路に接する公開空地または公開空地の部分 (①に該当するものを除く。) 上限1.2 ③ まとまった一団の公開空地の面積が300m²以上500m²未満のもので、幅員6 m以上の道路に接する公開空地または公開空地の部分（①に該当するものを除く。) 上限1.1 ④ ①、②及び③以外の公開空地または公開空地の部分 上限1.0 ⑤ 中庭等（公開空地に準ずる有効な空地） 上限0.5 ⑥ 屋上（公開空地に準ずる有効な空地） 上限0.3 (2) 次に掲げるものの有効公開空地面積は、当該公開空地等または公開空地等の部分の面積に(1)に規定する係数を乗じて得たものに次に掲げる区分に従い、①から⑤までに掲げる係数を乗じて算定するものとする。 ① 隣地または計画建築物によって、道路からの見通しが妨げられるもの（前面道路の自動車交通量が著しく多い場合等、公開空地が道路に接しないことが当該公開空地の環境上好ましい場合で、当該公開空地の内部に動線上無理のない通り抜け歩路を設けたものを除く。) 上限0.5 ② 公開空地の地面（公開空地が建築物の屋上である場合には、その屋上面）と、当該公開空地に接している道路の路面との高低差が1.5m以上6 m以内であるもの（駅舎のコンコース前等の公共広場へ有効に接続する歩道橋、地下道等で歩行者の利便を増進するものについては、これらを道路とみなすことができる。） <table><tr><td>高 低 差</td><td>係数(上限)</td></tr><tr><td>1.5m以上3 m以内であるもの</td><td>0.6</td></tr><tr><td>3 mを超え6 m以内であるもの</td><td>0.4</td></tr></table> ③ ピロティ、アーケード、アトリウム等の建築物または建築物の部分（以下「ピロティ等」という。）によって覆われたもので次の表の各欄	高 低 差	係数(上限)	1.5m以上3 m以内であるもの	0.6	3 mを超え6 m以内であるもの	0.4
高 低 差	係数(上限)												
1.5m以上3 m以内であるもの	0.6												
3 mを超え6 m以内であるもの	0.4												
高 低 差	係数(上限)												
1.5m以上3 m以内であるもの	0.6												
3 mを超え6 m以内であるもの	0.4												

に掲げる区分に従うもの（梁下10mを超えるものを除く。）

道路または他の公開空地に有効に接続するピロティ等の開放面	梁下2.5m以上 5m以下	梁下5mを超え 10m以下
3面以上	0.6	0.8
2面または1面	0.4	0.6

④ 最小幅が2m以上の歩道状公開空地で位置、意匠、形態など、市街地環境の整備改善に特に寄与すると認められるもの

・ 車道に面した歩道の無い、或いは歩道が狭小な地区における歩道状公開空地のうち、最小幅が2m以上あり、かつ、街区単位又は一定の長さ（25m程度）上のもの	1.2
--	-----

⑤ 公開空地等の位置、意匠、形態等が当該公開空地等の効用を増大させ、市街地環境の整備改善に特に寄与すると認められるもの

・ 既成市街地等において、高木等を適切に配置する等、都市緑化に貢献しうる、一定のまとまりを持つ150㎡程度以上の緑地を有するもの。	1.2
・ 地区住民の憩いの場等として活用出来るよう計画された広場等のうち、700㎡程度以上のもの	1.2
・ 幼児遊園等が無い、或いは少ない区域内で、主として幼児および小学校低学年の子どもたちが遊べる場として活用出来るよう計画された広場等のうち、100㎡程度以上のもの	1.2
・ 福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例の指定区域内で、附置義務以外の不特定の利用者用駐輪場と一体的に計画された空地又は空地の部分（歩道状公開空地を除き、当該駐輪場の面積以下のものに限る。）	2.0
・ 公開空地等の位置、意匠、形態等や公開空地等に面する建築物又は建築物の部分の意匠、形態等が都市景観の形成に特に寄与すると認められるもの	1.2

第5 容積の割増

1 容積割増の基準

(1) 割増の算定

に掲げる区分に従うもの（梁下10mを超えるものを除く。）

道路または他の公開空地に有効に接続するピロティ等の開放面	梁下2.5m以上 5m以下	梁下5mを超え 10m以下
3面以上	0.6	0.8
2面または1面	0.4	0.6

④ 最小幅が2m以上の歩道状公開空地で位置、意匠、形態など、市街地環境の整備改善に特に寄与すると認められるもの

・ 車道に面した歩道の無い、或いは歩道が狭小な地区における歩道状公開空地のうち、最小幅が2m以上あり、かつ、街区単位又は一定の長さ（25m程度）上のもの	1.2
--	-----

⑤ 公開空地等の位置、意匠、形態等が当該公開空地等の効用を増大させ、市街地環境の整備改善に特に寄与すると認められるもの

・ 既成市街地等において、高木等を適切に配置する等、都市緑化に貢献しうる、一定のまとまりを持つ150㎡程度以上の緑地を有するもの。	1.2
・ 地区住民の憩いの場等として活用出来るよう計画された広場等のうち、700㎡程度以上のもの	1.2
・ 幼児遊園等が無い、或いは少ない区域内で、主として幼児および小学校低学年の子どもたちが遊べる場として活用出来るよう計画された広場等のうち、100㎡程度以上のもの	1.2
・ 福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例の指定区域内で、附置義務以外の不特定の利用者用駐輪場と一体的に計画された空地又は空地の部分（歩道状公開空地を除き、当該駐輪場の面積以下のものに限る。）	2.0
・ 公開空地等の位置、意匠、形態等や公開空地等に面する建築物又は建築物の部分の意匠、形態等が都市景観の形成に特に寄与すると認められるもの	1.2

第5 容積の割増

1 容積割増の基準

(1) 割増の算定

マンション建替法第 105 条第 1 項の許可による容積の割増後の計画建築物の延べ面積は、基準容積率に従い、次に掲げる式によって得られる面積以下にすること。

ただし、 K_A については、特定行政庁が良好な市街地環境の整備改善に資すると認めた計画建築物について適用する。

$$V = A \times v \times \{ 1 + (S/A - 0.1) \times k_i \times k_A \}$$

V : 割増後の延べ面積

A : 敷地面積

S : 有効公開空地面積

v : 基準容積率（法第 52 条第 1 項から第 9 項の規定による容積率で、道路幅員による制限を受けたもの）

k_i , k_A : 割増係数

※

$$\therefore \text{割増容積率 } \{V/A - v\} = v \times (S/A - 0.1) \times k_i \times k_A$$

①割増係数 k_i

総合設計制度のタイプ	割増係数 (k_i)
一般タイプ	$\frac{1}{3} + \frac{1}{8} (9 - v) \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{3} \times 1.5$
市街地住宅タイプ	$\frac{1}{3} + \frac{1}{8} (9 - v) \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{3} \times (a \times \frac{1}{3} + 1) \times 1.5$
都心居住タイプ	$\frac{1}{3} + \frac{1}{8} (9 - v) \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{3} \times (a \times \frac{1}{3} + 1) \times \alpha$
再開発方針等適合タイプ	$\frac{1}{3} + \frac{1}{8} (9 - v) \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{3} \times 1.25 \times 1.5$

a : 建築物における住宅の用途に供する部分の床面積の延べ面積に対する割合（ $2/3$ を超えるときには $2/3$ とし、以下（2）において同様とする。）

α : 都心居住型割増定数 2.0

②割増係数 k_A

k_A は特定行政庁が良好な市街地環境の整備改善に資すると認めた計画建築物について、次の数値を上限に適用する。

なお、通常の計画においては、 $k_A = 1.0$ とする。

マンション建替法第 105 条第 1 項の許可による容積の割増後の計画建築物の延べ面積は、基準容積率に従い、次に掲げる式によって得られる面積以下にすること。

ただし、 K_A については、特定行政庁が良好な市街地環境の整備改善に資すると認めた計画建築物について適用する。

$$V = A \times v \times \{ 1 + (S/A - 0.1) \times k_i \times k_A \}$$

V : 割増後の延べ面積

A : 敷地面積

S : 有効公開空地面積

v : 基準容積率（法第 52 条第 1 項から第 9 項の規定による容積率で、道路幅員による制限を受けたもの）

k_i , k_A : 割増係数

※

$$\therefore \text{割増容積率 } \{V/A - v\} = v \times (S/A - 0.1) \times k_i \times k_A$$

①割増係数 k_i

総合設計制度のタイプ	割増係数 (k_i)
一般タイプ	$\frac{1}{3} + \frac{1}{8} (9 - v) \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{3} \times 1.5$
市街地住宅タイプ	$\frac{1}{3} + \frac{1}{8} (9 - v) \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{3} \times (a \times \frac{1}{3} + 1) \times 1.5$
都心居住タイプ	$\frac{1}{3} + \frac{1}{8} (9 - v) \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{3} \times (a \times \frac{1}{3} + 1) \times \alpha$
再開発方針等適合タイプ	$\frac{1}{3} + \frac{1}{8} (9 - v) \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{3} \times 1.25 \times 1.5$

a : 建築物における住宅の用途に供する部分の床面積の延べ面積に対する割合（ $2/3$ を超えるときには $2/3$ とし、以下（2）において同様とする。）

α : 都心居住型割増定数 2.0

②割増係数 k_A

k_A は特定行政庁が良好な市街地環境の整備改善に資すると認めた計画建築物について、次の数値を上限に適用する。

なお、通常の計画においては、 $k_A = 1.0$ とする。

	<table><tr><th>用 途 地 域</th><th>敷地面積 (A)</th><th>割増係数(K_A)(上 限)</th></tr><tr><td rowspan="2">第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住 居地域、準住居地域 商業地域・近隣商業地域 準工業地域</td><td>5000㎡以上</td><td>2</td></tr><tr><td>5000㎡未満</td><td>$1 + \frac{A - A_{min}}{5000 - A_{min}}$</td></tr><tr><td>上記以外の用途地域</td><td>—</td><td>1</td></tr></table> A_{min}：マンション建替法施行令第27条の表の左欄に掲げる区分に応じて、 表右欄に掲げる敷地面積の規模と同じとする。	用 途 地 域	敷地面積 (A)	割増係数(K _A)(上 限)	第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住 居地域、準住居地域 商業地域・近隣商業地域 準工業地域	5000㎡以上	2	5000㎡未満	$1 + \frac{A - A_{min}}{5000 - A_{min}}$	上記以外の用途地域	—	1	
用 途 地 域	敷地面積 (A)	割増係数(K _A)(上 限)											
第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住 居地域、準住居地域 商業地域・近隣商業地域 準工業地域	5000㎡以上	2											
	5000㎡未満	$1 + \frac{A - A_{min}}{5000 - A_{min}}$											
上記以外の用途地域	—	1											
(2) 割増の限度 (1)に規定する容積の割増を行うにあたっては、次の表の各欄に掲げる総合設計制 度の種別に応じて、同表の当該各欄に掲げるものを限度とする。 <table><tr><th>総合設計制度のタイプ</th><th>割増の限度</th></tr><tr><td>一 般 タ イ プ</td><td>$A \times v \times 1.5$ 20 $A \times (v + 1)$ のうちいずれか小さいもの 10</td></tr><tr><td>市街地住宅タイプ</td><td>$A \times v \times (a \times \frac{3}{8} + \frac{3}{2})$ 8 2 $a \times 15 + 20$</td></tr><tr><td>都心居住タイプ</td><td>$A \times (v + \frac{a \times 15 + 20}{10})$ のうち いずれか小さいもの</td></tr><tr><td>再開発方針等適合タイ プ</td><td>$A \times v \times 1.5$ 25 $A \times (v + 1)$ のうちいずれか小さいもの 10</td></tr></table> ※v：基準容積率は、法第52条第1項から第9項の規定による容積率であり、道路幅員からの 制限を受けたものとなる。			総合設計制度のタイプ	割増の限度	一 般 タ イ プ	$A \times v \times 1.5$ 20 $A \times (v + 1)$ のうちいずれか小さいもの 10	市街地住宅タイプ	$A \times v \times (a \times \frac{3}{8} + \frac{3}{2})$ 8 2 $a \times 15 + 20$	都心居住タイプ	$A \times (v + \frac{a \times 15 + 20}{10})$ のうち いずれか小さいもの	再開発方針等適合タイ プ	$A \times v \times 1.5$ 25 $A \times (v + 1)$ のうちいずれか小さいもの 10	
総合設計制度のタイプ	割増の限度												
一 般 タ イ プ	$A \times v \times 1.5$ 20 $A \times (v + 1)$ のうちいずれか小さいもの 10												
市街地住宅タイプ	$A \times v \times (a \times \frac{3}{8} + \frac{3}{2})$ 8 2 $a \times 15 + 20$												
都心居住タイプ	$A \times (v + \frac{a \times 15 + 20}{10})$ のうち いずれか小さいもの												
再開発方針等適合タイ プ	$A \times v \times 1.5$ 25 $A \times (v + 1)$ のうちいずれか小さいもの 10												
2 有効公開空地率 有効公開空地率の下限は、マンション建替型総合設計においては適用しない。													

	<table><tr><th>用 途 地 域</th><th>敷地面積 (A)</th><th>割増係数(K_A)(上 限)</th></tr><tr><td rowspan="2">第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住 居地域、準住居地域 商業地域・近隣商業地域 準工業地域</td><td>5000㎡以上</td><td>2</td></tr><tr><td>5000㎡未満</td><td>$1 + \frac{A - A_{min}}{5000 - A_{min}}$</td></tr><tr><td>上記以外の用途地域</td><td>—</td><td>1</td></tr></table> A_{min}：マンション建替法施行令第27条の表の左欄に掲げる区分に応じて、 表右欄に掲げる敷地面積の規模と同じとする。	用 途 地 域	敷地面積 (A)	割増係数(K _A)(上 限)	第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住 居地域、準住居地域 商業地域・近隣商業地域 準工業地域	5000㎡以上	2	5000㎡未満	$1 + \frac{A - A_{min}}{5000 - A_{min}}$	上記以外の用途地域	—	1	
用 途 地 域	敷地面積 (A)	割増係数(K _A)(上 限)											
第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住 居地域、準住居地域 商業地域・近隣商業地域 準工業地域	5000㎡以上	2											
	5000㎡未満	$1 + \frac{A - A_{min}}{5000 - A_{min}}$											
上記以外の用途地域	—	1											
(2) 割増の限度 (1)に規定する容積の割増を行うにあたっては、次の表の各欄に掲げる総合設計制 度の種別に応じて、同表の当該各欄に掲げるものを限度とする。 <table><tr><th>総合設計制度のタイプ</th><th>割増の限度</th></tr><tr><td>一 般 タ イ プ</td><td>$A \times v \times 1.5$ 20 $A \times (v + 1)$ のうちいずれか小さいもの 10</td></tr><tr><td>市街地住宅タイプ</td><td>$A \times v \times (a \times \frac{3}{8} + \frac{3}{2})$ 8 2 $a \times 15 + 20$</td></tr><tr><td>都心居住タイプ</td><td>$A \times (v + \frac{a \times 15 + 20}{10})$ のうち いずれか小さいもの</td></tr><tr><td>再開発方針等適合タイ プ</td><td>$A \times v \times 1.5$ 25 $A \times (v + 1)$ のうちいずれか小さいもの 10</td></tr></table> ※v：基準容積率は、法第52条第1項から第9項の規定による容積率であり、道路幅員からの 制限を受けたものとなる。			総合設計制度のタイプ	割増の限度	一 般 タ イ プ	$A \times v \times 1.5$ 20 $A \times (v + 1)$ のうちいずれか小さいもの 10	市街地住宅タイプ	$A \times v \times (a \times \frac{3}{8} + \frac{3}{2})$ 8 2 $a \times 15 + 20$	都心居住タイプ	$A \times (v + \frac{a \times 15 + 20}{10})$ のうち いずれか小さいもの	再開発方針等適合タイ プ	$A \times v \times 1.5$ 25 $A \times (v + 1)$ のうちいずれか小さいもの 10	
総合設計制度のタイプ	割増の限度												
一 般 タ イ プ	$A \times v \times 1.5$ 20 $A \times (v + 1)$ のうちいずれか小さいもの 10												
市街地住宅タイプ	$A \times v \times (a \times \frac{3}{8} + \frac{3}{2})$ 8 2 $a \times 15 + 20$												
都心居住タイプ	$A \times (v + \frac{a \times 15 + 20}{10})$ のうち いずれか小さいもの												
再開発方針等適合タイ プ	$A \times v \times 1.5$ 25 $A \times (v + 1)$ のうちいずれか小さいもの 10												
2 有効公開空地率 有効公開空地率の下限は、マンション建替型総合設計においては適用しない。													

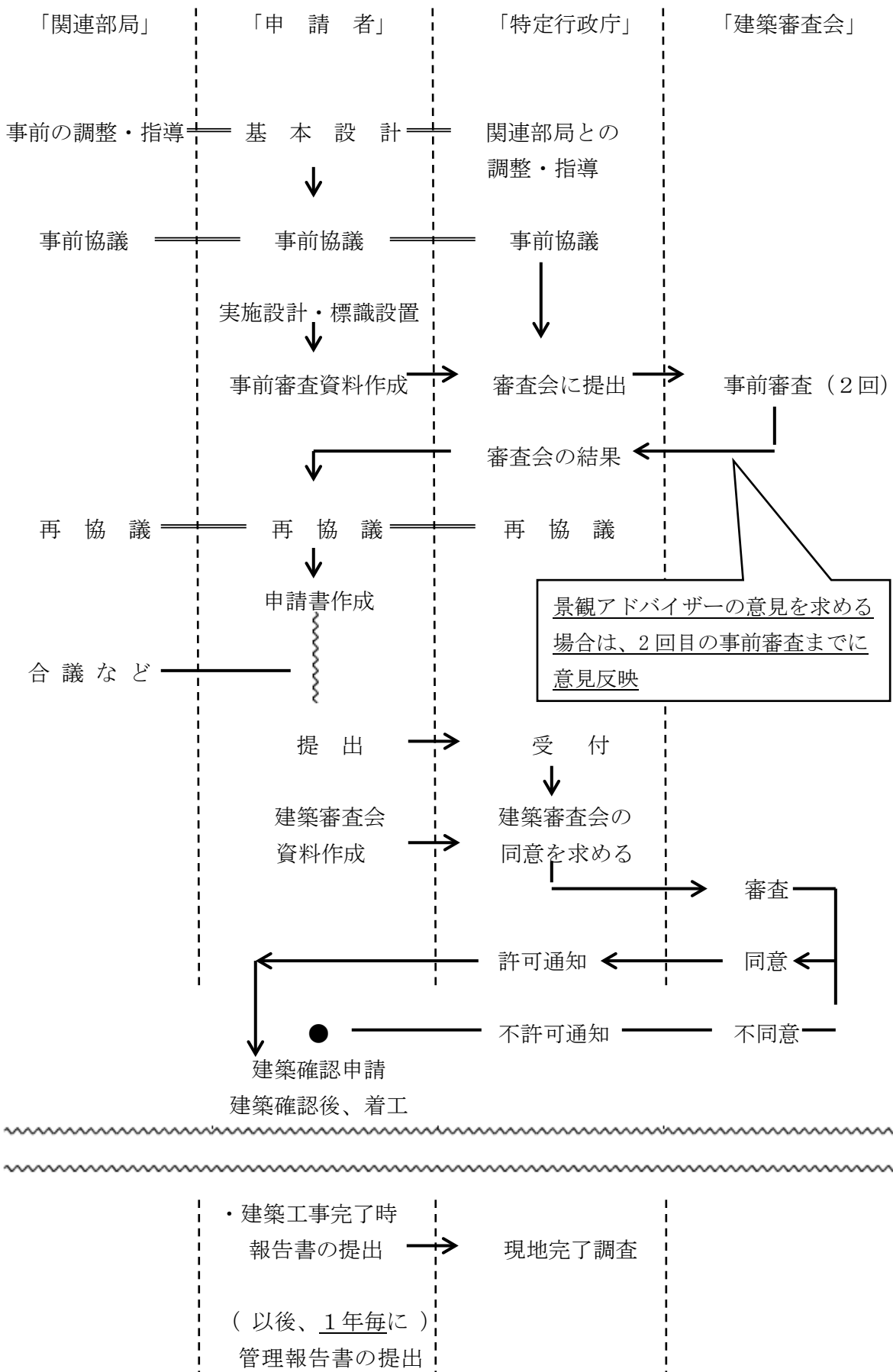
第6 地域貢献施設による容積加算 公開空地による容積率の割増しと合わせて、各総合設計のタイプに応じた割増の限度の範囲内で、１０分の１０を限度として、次の１から５の整備等に必要な部分の床面積の合計に相当する特別の容積率の割増しを行うことができる。 なお、整備等に必要な部分の床面積の合計に相当する部分を算定することが困難な場合は、原則として１０分の５、特に誘導を図る必要があると認められる整備等については、１０分の１０を限度として、特別の容積率の割増しを行うことができるものとする。 １ 地域の防災備蓄倉庫等の整備 地域で活用できる防災備蓄倉庫の設置、地域のための防災広場などで活用できるスペース等の整備 ２ 地域コミュニティ施設等の整備 地域に開放されたコミュニティ形成のための集会所、スペース等の整備 ３ 地域の子育て支援施設等の整備 保育所等の地域の子育て支援施設の整備 ４ 地域の高齢者向け福祉施設等の整備 地域包括ケアに資する高齢者向け福祉施設、診療所等の医療施設の整備 ５ その他地域の状況に応じて特定行政庁が定める取組み なお、上記１から５までに掲げる整備等については、これらの施設等が不足している又は不足する恐れがあることから、当該施設等の確保が必要であると認められる場合に実施するものであり、関係部局及び特定行政庁と十分に協議を行うこと。 第7 高さ制限の緩和 高さ制限の緩和は、マンション建替型総合設計においては適用しない。 第8 公開空地等の標示及び維持管理 建築主又は管理者は、次に定めるところにより将来にわたって、公開空地及び許可の条件となったその他の施設（以下「公開空地等」という。）を適正に維持管理しなければならない。	第6 地域貢献施設による容積加算 公開空地による容積率の割増しと合わせて、各総合設計のタイプに応じた割増の限度の範囲内で、１０分の１０を限度として、次の１から５の整備等に必要な部分の床面積の合計に相当する特別の容積率の割増しを行うことができる。 なお、整備等に必要な部分の床面積の合計に相当する部分を算定することが困難な場合は、原則として１０分の５、特に誘導を図る必要があると認められる整備等については、１０分の１０を限度として、特別の容積率の割増しを行うことができるものとする。 １ 地域の防災備蓄倉庫等の整備 <u>（市民局地域防災課等）</u> 地域で活用できる防災備蓄倉庫の設置、地域のための防災広場などで活用できるスペース等の整備 ２ 地域コミュニティ施設等の整備 <u>（市民局コミュニティ推進課等）</u> 地域に開放されたコミュニティ形成のための集会所、スペース等の整備 ３ 地域の子育て支援施設等の整備 <u>（こども未来局事業企画課等）</u> 保育所等の地域の子育て支援施設の整備 ４ 地域の高齢者向け福祉施設等の整備 <u>（保健福祉局地域包括ケア推進課、事業者指導課、地域医療課等）</u> 地域包括ケアに資する高齢者向け福祉施設、診療所等の医療施設の整備 ５ その他地域の状況に応じて特定行政庁が定める取組み なお、上記１から５までに掲げる整備等については、これらの施設等が不足している又は不足する恐れがあることから、当該施設等の確保が必要であると認められる場合に実施するものであり、関係部局及び特定行政庁と十分に協議を行うこと。 第7 高さ制限の緩和 高さ制限の緩和は、マンション建替型総合設計においては適用しない。 第8 公開空地等の標示及び維持管理 建築主又は管理者は、次に定めるところにより将来にわたって、公開空地及び許可の条件となったその他の施設（以下「公開空地等」という。）を適正に維持管理しなければならない。	組織編制に伴う修正 組織編制に伴う修正 組織編制に伴う修正 組織編制に伴う修正
---	---	---

1 標 示 建築主又は管理者は、公開空地内の見やすい場所に、[様式1]の標示板を<u>設置すること。</u> <u>設置位置及び設置する数については、特定行政庁と協議の上決定すること。</u>さらに、市街地住宅タイプ等の場合または特例による容積加算を受けた場合は、[様式2]の標示板を玄関ホール等建築物の内部の見やすい位置に掲示すること。 標示板の規格は原則として次のとおりとし、周囲の景観と調和するように掲示すること。 (1) ステンレス板等の耐候性、耐久性に富み、かつ容易に破損しない材質であること。 (2) 文字はエッチング、焼付塗装等、耐久性のあるものと<u>公開空地部分を視認しやすい色で明示すること。</u> (3) <u>土地又は建築物に堅固に固定されたものであること。</u> (4) 大きさは、たて30cm以上、よこ50cm以上とすること。 (5) <u>植栽等の陰に隠れることのないように設置位置に配慮すること。</u> 2 維持管理 建築主は許可申請時に公開空地等の維持管理を適切に行うことについて誓約書及び公開空地の利用の基本となるべき管理規程を提出すること。また建築主は公開空地等の維持管理責任者を選任し、[様式3]により公開空地等の維持管理責任者選任（変更）届を提出すること。 建築主は、建築物または敷地を譲渡する場合、譲受人に対して公開空地等の維持管理の責任を負うものである旨を明示すること。なお譲受人は、公開空地等の維持管理に関する建築主としての義務継承するものとする。 物件説明書、管理規約、売買契約書等には、次に掲げる事項を記載すること。 (1) 総合設計制度による建築物であること。 (2) 公開空地等の変更または転用禁止 (3) 公開空地等の位置及び規模を示す図書 公開空地等の維持管理責任者は、公開空地等を設置し、供用を開始しようとするときは、公開空地の位置、規模、構造、設備その他必要な事項及び管理規程を福岡市長に届け出なければならないものとする。届け出事項を変更しようとするときも、また同様とする。 又、公開空地等の維持管理状況について[様式4]により1年毎に、特定行政庁に報告すること。<u>管理報告書には、公開空地部分及び標示板の現況が把握できる写真を添付すること。</u>	1 標 示 建築主又は管理者は、公開空地内の見やすい場所に、[様式1]の標示板を<u>2ヶ所以上設置すること。</u>さらに、市街地住宅タイプ等の場合または特例による容積加算を受けた場合は、[様式2]の標示板を玄関ホール等建築物の内部の見やすい位置に掲示すること。 標示板の規格は原則として次のとおりとし、周囲の景観と調和するように掲示すること。 (1) ステンレス板等の耐候性、耐久性に富み、かつ容易に破損しない材質であること。 (2) 文字はエッチング、焼付塗装等、耐久性のあるものと<u>すること。</u> (3) 堅固に固定されたものであること。 (4) 大きさは、たて30cm以上、よこ50cm以上とすること。 2 維持管理 建築主は許可申請時に公開空地等の維持管理を適切に行うことについて誓約書及び公開空地の利用の基本となるべき管理規程を提出すること。また建築主は公開空地等の維持管理責任者を選任し、[様式3]により公開空地等の維持管理責任者選任（変更）届を提出すること。 建築主は、建築物または敷地を譲渡する場合、譲受人に対して公開空地等の維持管理の責任を負うものである旨を明示すること。なお譲受人は、公開空地等の維持管理に関する建築主としての義務継承するものとする。 物件説明書、管理規約、売買契約書等には、次に掲げる事項を記載すること。 (1) 総合設計制度による建築物であること。 (2) 公開空地等の変更または転用禁止 (3) 公開空地等の位置及び規模を示す図書 公開空地等の維持管理責任者は、公開空地等を設置し、供用を開始しようとするときは、公開空地の位置、規模、構造、設備その他必要な事項及び管理規程を福岡市長に届け出なければならないものとする。届け出事項を変更しようとするときも、また同様とする。 又、公開空地等の維持管理状況について[様式4]により1年毎に、<u>公開空地に係る管理規約を添え、</u>特定行政庁に報告すること。	運用の見直し 内規の明確化
---	--	-------------------------------------

第9 計画道路等の取扱い 1 計画道路の取扱い 計画建築物の敷地内に、都市計画において定められた都市計画道路（法第 42 条第 1 項 第 4 号に該当するものを除き、以下「計画道路」という）があり、その計画道路部分に 公開空地を設ける場合においては、その計画道路が道路になった段階においても残りの 敷地において総合設計許可基準を満足するよう、2 段階のチェックを行うこととする。 2 広告物の取扱い 計画建築物及びその敷地内において広告物を設置する予定がある場合は、あらかじめ、計画建築物の許可時に承認を得ることとし、屋外広告物法その他の関係法令及び条例によるほか、次の「設置基準」を満足するものであること。 （1）自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は建築物の名称表示であること。 （2）建築物の外壁面（ガラス面等を除く）又は地上に設置するものとし、道路占有は行わないこと。 （3）地上に設置するものは、原則として公開空地内をさけること。 （4）地上に設置するものは、原則として2 箇所以下とし、できる限り統一した集合広告物とすること。 （5）周囲の景観に調和した形態・色調とすること	第9 計画道路等の取扱い 1 計画道路の取扱い 計画建築物の敷地内に、都市計画において定められた都市計画道路（法第 42 条第 1 項 第 4 号に該当するものを除き、以下「計画道路」という）があり、その計画道路部分に 公開空地を設ける場合においては、その計画道路が道路になった段階においても残りの 敷地において総合設計許可基準を満足するよう、2 段階のチェックを行うこととする。 2 広告物の取扱い 計画建築物及びその敷地内において広告物を設置する予定がある場合は、あらかじめ、計画建築物の許可時に承認を得ることとし、屋外広告物法その他の関係法令及び条例によるほか、次の「設置基準」を満足するものであること。 （1）自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は建築物の名称表示であること。 （2）建築物の外壁面（ガラス面等を除く）又は地上に設置するものとし、道路占有は行わないこと。 （3）地上に設置するものは、原則として公開空地内をさけること。 （4）地上に設置するものは、原則として2 箇所以下とし、できる限り統一した集合広告物とすること。 （5）周囲の景観に調和した形態・色調とすること	
---	---	--

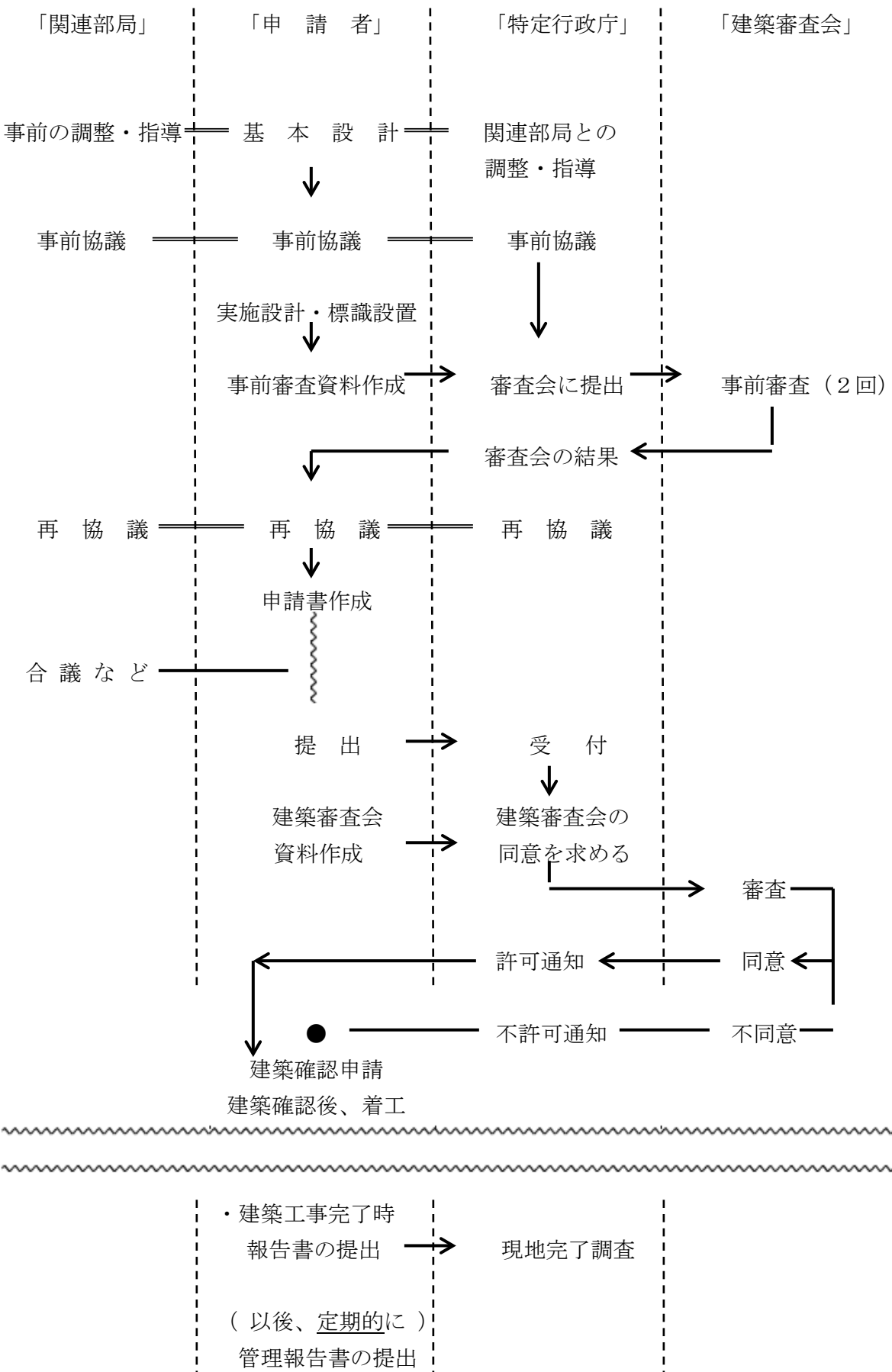
第10 許可手続

1 手続きの流れ (フローチャート)



第10 許可手続

1 手続きの流れ (フローチャート)



内規の明確化

表記の修正

2近隣説明等 総合設計制度適用にあたり、計画地及びその周辺の状況を調査し、紛争予防条例に基づく下記の手続きを行うとともに、特定行政庁及び関連部局との協議調整をおこなうこと。 ・ 予定建築物の事前標識の設置 ・ 近隣説明 標識設置位置及び設置数は協議すること <u>近隣説明の範囲は紛争予防条例に基づくものと同じ範囲を基本とするが、周辺の交通状況や計画内容によっては、特定行政庁が指示した範囲とする。</u> 3事前審査 事前審査の手続きは次のとおりとする。 (1) <u>事前審査の実施は、建築指導課との協議により審査会開催日の1か月前までに決定するものとする。</u> (2) <u>1回目の事前審査までに標識設置報告書の写しを、2回目の事前審査までに交通量調査報告書及び近隣説明報告書を提出すること。</u> (3) <u>事前審査に必要な書類は、4－(2)に定める「建築審査会に必要な書類」とする。</u> <u>なお、原則として事前審査を2回以上行う。</u> 4景観アドバイザー会議の意見について <u>景観アドバイザーの意見を求める建築物の計画においては、アドバイザー会議を1回目及び2回目の事前審査（建築審査会）の間に行うこと。また、2回目の事前審査においては、アドバイザー会議の意見を反映させた計画とすること。</u> 5許可申請について (1)許可申請書 <u>事前審査を2回受けたのちに、次の各号の図書をまとめ、消防同意資料提出書を添付し正副2通提出すること。</u> ① 許可申請書 ② 申請理由書 ③ 近隣説明報告書・関連部局協議報告書 ④ 公開空地等の維持管理責任者選任者届及び誓約書 ⑤ 公開空地等管理規程 ⑥ 付近見取図 ⑦ 付近建築物現況図	2近隣説明等 総合設計制度適用にあたり、計画地及びその周辺の状況を調査し、紛争予防条例に基づく下記の手続きを行うとともに、特定行政庁及び関連部局との協議調整をおこなうこと。 ・ 予定建築物の事前標識の設置 ・ 近隣説明 標識設置位置及び設置数は協議すること 近隣説明の範囲は紛争予防条例に同じ 3事前審査 事前審査の手続きは次のとおりとする。 (1) 事前審査の受付を事前協議書により、審査会開催日1週間前迄に行うものとする。 (2) 事前審査の受付時に事業計画を記載した書類並びに標識設置報告書又はその写しの提出 (3) 事前審査に必要な資料は、4-(2)に定める「建築審査会に必要な資料」とする。 原則として事前審査を2回以上行うものとし、2回目の事前審査時に「近隣説明報告書」を提出すること 4許可申請について (1)許可申請書 <u>基本計画の内容などについて、事前に係員と協議を行い、原則として事前審査をうけたのち、許可申請書として次の各号の図書をA4版に製本し、正副2通提出すること。</u> ① 許可申請書 ② 申請理由書 ③ 近隣説明報告書・関連部局協議報告書 ④ 公開空地等の維持管理責任者選任届及び誓約書 ⑤ 公開空地等管理規程 ⑥ 付近見取図 ⑦ 付近建築物現況図	内規の明確化 運用の見直し （今般の運用に基づく） 内規の明確化 項ずれの修正 運用の見直し （今般の運用に基づく）
--	---	---

⑧ 設計概要図 ⑨ 設計概要書 ⑩ 配置図 前面道路（歩車道別）幅員、建築物位置等を明示すること。 ⑪ 敷地面積求積図 ⑫ 床面積求積図 ⑬ 公開空地計画図 縮尺 1/300 以上とし、公開空地の施設等を明示すること。 ⑭ 公開空地面積求積図 ⑮ 地域貢献施設計画書 ⑯ 日影図 ⑰ 各階平面図 ⑱ 立面図 ⑲ 断面図 ⑳ 住戸タイプ別平面図 その他、許可申請にあたり、必要に応じて添付を要求することがある資料 ㉑ 交通量調査（平日及び休日の調査を行い、調査時間は原則 7 時から 19 時までとする。原則、極端な交通量の増減が想定される日（イベント開催時、悪天候時等）は避けて調査すること。また、調査箇所は事前に建築指導課と協議して決定すること。） ㉒ 風による影響調査(平均地盤面からの最高高さが 5 0 mを超え、かつ、延べ面積が 1 万㎡を超える計画建築物または特定行政庁が必要と認めた計画建築物) ㉓ 敷地内外の床仕上高さ計画図兼排水計画図 ㉔ 屋外に設置する建築設備・消防設備等の位置図 ㉕ 免震・制震装置等や特殊な構造形式の収まり図 ㉖ サイン計画図 ㉗ 必要として添付を指示された資料 （2）建築審査会に必要な資料 <u>以下の書類を A 3 サイズ片面カラー印刷（左側 2 箇所ホチキス留め）にて提出すること。また、別途 P D F 等指定された形式にてデータの提出も行うこと。</u> <u>【事前審査 1 回目】</u> <u>① 表紙</u> <u>② 都市計画決定概要図</u> <u>③ 付近見取図</u> <u>④ 付近建築物現況図（凡例表）</u> <u>⑤ 設計概要図（コンセプト説明資料）</u> <u>⑥ 設計概要書</u> <u>⑦ 緑化計画図</u> <u>⑧ 配置図</u> <u>⑨ 公開空地計画図</u> <u>⑩ 各階平面図</u> <u>⑪ 各階立面図</u>	⑧ 設計概要図 ⑨ 設計概要書 ⑩ 配置図 前面道路（歩車道別）幅員、建築物位置等を明示すること。 ⑪ 敷地面積求積図 ⑫ 床面積求積図 ⑬ 公開空地計画図 縮尺 1/300 以上とし、公開空地の施設等を明示すること。 ⑭ 公開空地面積求積図 ⑮ 地域貢献施設計画書 ⑯ 日影図 ⑰ 各階平面図 ⑱ 立面図 ⑲ 断面図 ⑳ 住戸タイプ別平面図 その他、許可申請にあたり、必要に応じて添付を要求することがある資料 ㉑ 交通量調査 ㉒ 風による影響調査(平均地盤面からの最高高さが 5 0 mを超え、かつ、延べ面積が 1 万㎡を超える計画建築物または特定行政庁が必要と認めた計画建築物) ㉓ 敷地内外の床仕上高さ計画図兼排水計画図 ㉔ 屋外に設置する建築設備・消防設備等の位置図 ㉕ 免震・制震装置等や特殊な構造形式の収まり図 ㉖ サイン計画図 ㉗ 必要として添付を指示された資料 （2）建築審査会に必要な資料 <u>（1）の図書の内、⑥から⑩まで、⑬、⑮から⑲まで、その他必要として指示された資料を A 3 の同一サイズにて、平綴じで 1 5 部製本し提出すること。</u>	内規の明確化 運用の見直し （今般の運用に基づく）
---	---	---

⑫ 断面図 ⑬ 日影図 【事前審査2回目】 上記に加え、 ⑤－2 イメージパース ⑦－2 照明計画図（照度分布図含む） ⑭ 交通量調査概要書 ⑮ 風環境調査概要書 【本審査】 事前審査2回目と同様とする。 6 工事完了以降の手続き (1) 竣工検査 計画建築物について、建築基準法に基づく完了検査以前に建築指導課の竣工検査を受検すること。竣工検査の実施は2週間前までに日程の調整を行い、係員の指示に従い現地採寸等の準備を行うこと。なお、建築指導課の検査は外構計画及び特定施設部分の施工が完了していない場合、受検することができない。 (2) 工事完了時の報告等 公開空地等の維持管理責任者（変更）届及び公開空地等の維持管理報告書（及び所有権の譲渡等により許可時から建築主等が異なる場合には、建築主等の変更届）を提出すること。 (3) 工事完了後の報告等 公開空地等の維持管理状況について、第8－2の規定により、特定行政庁に報告すること。公開空地等の維持管理責任者の変更についても同規定により、適宜報告すること。 7 工事完了後の許可内容の軽微な変更について 事前に特定行政庁と協議の上、設計変更届により工事前に届け出ること。 第11 附則 附 則 (施行期日) この要領は平成27年4月1日施行とする。 附 則（令和7年4月1日改訂） (施行期日) 改正規定は令和7年4月1日施行とする。	5 工事完了以降の手続き (1) 工事完了時の報告等 公開空地等の維持管理責任者（変更）届[様式3]及び公開空地等の維持管理報告書[様式4]を特定行政庁に提出の上、現地立会検査を受けること。 (2) 工事完了後の報告等 公開空地等の維持管理状況について、第8－2の規定によりに、特定行政庁に報告すること。公開空地等の維持管理責任者の変更についても同規定により、適宜報告すること。 6 工事完了後の許可内容の軽微な変更について 事前に特定行政庁と協議の上、設計変更届により工事前に届け出ること。 第11 附則 この要領は、平成27年4月1日より施行する。 この要領は、令和4年3月1日より施行する。	運用の見直し （今般の運用に基づく） 項ずれの修正 運用の見直し （今般の運用に基づく） 項ずれの修正 項ずれの修正 項ずれの修正 表記の修正 今回改訂分を追加
---	--	--

第 1 2 様式

〔様式 1〕 公開空地に掲示する揭示板

揭示板の規格については「第 8－1」を参照、深夜等の閉鎖が認められた公開空地については、その公開時間を明示すること。

ア マンション建替型総合設計（一般タイプ、市街地住宅タイプ、都心居住タイプ
再開発方針等適合タイプ）

この公開空地は、マンション建替法第 105 条に
基づく建築物の許可条件として確保したもので、
広く一般に公開されるものです。

福岡市

○年○月

所有者

管理者

○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

公園

公開空地

現在地

イ 地域貢献施設（集会所・福祉施設等）の整備に係る特例を受けたもの

この公開空地及び○○○は、マンション建替法
第 105 条に基づく建築物の許可条件として確保した
もので、広く一般に公開されるものです。

福岡市

令和 ○年○月

所有者

管理者

○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

公園

公開空地

○○○
(1階部分)

現在地

第 1 2 様式

〔様式 1〕 公開空地に掲示する揭示板

揭示板の規格については「第 8－1」を参照、深夜等の閉鎖が認められた公開空地について
は、その公開時間を明示すること。

ア マンション建替型総合設計（一般タイプ、市街地住宅タイプ、都心居住タイプ
再開発方針等適合タイプ）

この公開空地は、マンション建替法第 105 条に
基づく建築物の許可条件として確保したもので、
広く一般に公開されるものです。

福岡市

令和 ○年○月

建築主

管理者

○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

公園

公開空地

イ 地域貢献施設（集会所・福祉施設等）の整備に係る特例を受けたもの

この公開空地及び○○○は、マンション建替法
第 105 条に基づく建築物の許可条件として確保した
もので、広く一般に公開されるものです。

福岡市

令和 ○年○月

建築主

管理者

○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

公園

公開空地

○○○
(1階部分)

内規の明確化

将来の変更に対応

運用の見直し
（今般の運用に基づく）

将来の変更に対応
内規の明確化

[様式2] 建築物の玄関ホール等に掲示する掲示板

ア 市街地住宅タイプ・都心居住タイプ

この建築物は、マンション建替法第 105 条に基づいて許可されたもので、住宅部分は、他の用途に変更できません。（福岡市）

令和 ○年 ○月
所有者 ○ ○ ○ ○
管理者 ○ ○ ○ ○管理組合

[様式2] 建築物の玄関ホール等に掲示する掲示板

ア 市街地住宅タイプ・都心居住タイプ

この建築物は、マンション建替法第 105 条に基づいて許可されたもので、住宅部分は、他の用途に変更できません。（福岡市）

令和 ○年 ○月
建築主 ○ ○ ○ ○
管理者 ○ ○ ○ ○管理組合

内規の明確化

将来の変更に対応

イ 地域貢献施設（集会所・福祉施設等）の整備に係る特例を受けたもの

この建築物は、マンション建替法第 105 条に基づいて許可されたもので、○○○○部分は、他の用途に変更できません。（福岡市）

令和 ○年 ○月
所有者 ○ ○ ○ ○
管理者 ○ ○ ○ ○

イ 地域貢献施設（集会所・福祉施設等）の整備に係る特例を受けたもの

この建築物は、マンション建替法第 105 条に基づいて許可されたもので、○○○○部分は、他の用途に変更できません。（福岡市）

令和 ○年 ○月
建築主 ○ ○ ○ ○
管理者 ○ ○ ○ ○

内規の明確化

将来の変更に対応

〔様式 3 〕 (略)	〔様式 3 〕 (略)	
---	---	--

(裏面)					(裏面)					提出書類の追加							
公開空地	実 面 積		有 効 面 積		有 効 公 開 空 地 率		公開空地	実 面 積			有 効 面 積		有 効 公 開 空 地 率				
	㎡		㎡		%			㎡			㎡		%				
住宅施設	住 宅 戸 数		住宅部分床面積		住 宅 施 設 の 割 合		住宅施設	住 宅 戸 数			住宅部分床面積		住 宅 施 設 の 割 合				
	戸		㎡		%			戸			㎡		%				
地域施設	施 設 名 称		施 設 内 容		施 設 部 分 床 面 積		地域施設	施 設 名 称		施 設 内 容		施 設 部 分 床 面 積					
					㎡							㎡					
公開空地の維持管理の状況	総 合 所 見		公衆の利用又は管理運営の状況		変 更 の 有 無 及 び 内 容		その他、管理上の問題点など		公開空地の維持管理の状況	総 合 所 見		公衆の利用又は管理運営の状況		変 更 の 有 無 及 び 内 容		その他、管理上の問題点など	
配置図・公開空地図																	
明示事項 縮尺、方位、敷地境界線(赤線)、建築物の位置及び階数、公開空地の位置(青線)、緑地の位置(緑線)、前面道路の位置及び幅員																	
注意 1 住所・氏名は、法人にあつては、事務所の所在地、名称、代表者の氏名を記入して下さい。 2 記入にあたっては、太線の枠内についてお願いします。 3 現況写真（標示看板及び公開空地を確認できるもの）を添付して下さい。																	

[様式 5 - 1] (略) 第 1 3 市街地住宅タイプ、都心居住タイプ適用区域 (略)	[様式 5 - 1] (略) 第 1 3 市街地住宅タイプ、都心居住タイプ適用区域 (略)	
--	--	--